

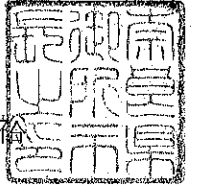


御所市告示第72号

御所市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年5月17日

御所市長 東川 裕



御所市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業実施要綱（平成28年御所市告示第105号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

希望する理由（対象者の心身の状況等についても記入してください。）

」を

「

希望する理由（対象者の心身の状況等についても記入してください。）
希望する機種 <input type="checkbox"/> 固定型 <input type="checkbox"/> 携帯型

」に

改める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。